

議案第33号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 3月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条中「200人」を「250人」に改める。

第10条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1号中「1万8,432円」を「2万7,972円」に改め、同条第2号中「2万3,040円」を「2万7,972円」に改め、同条第3号中「2万8,800円」を「3万8,850円」に改め、同条第4号中「4万6,080円」を「6万2,160円」に改め、同条第5号中「5万1,840円」を「6万8,376円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同条第6号中「5万7,600円」を「7万7,700円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同条第7号中「6万9,120円」を「9万3,240円」に改め、同号ア中「500万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同条第8号中「8万5,248円」を「9万9,456円」に改め、同号ア中「800万円」を「500万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を加え、同条第9号中「9万2,160円」を「16万7,832円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第8号の次に次の4号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 12万7,428円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 14万9,184円

ア 合計所得金額が1,100万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 15万5,400円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 16万1,616円

ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第1項中「毎月末日」を「6月から翌年の3月までの各月の末日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前年度分までの保険料の納期は、区長が別に定める日とする。

第13条第3項中「若しくは第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

第14条及び第15条を次のように改める。

第14条及び第15条 削除

第20条中「属する者の」の次に「特別区民税又は市町村民税の」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条及び第13条第3項の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保険料率の特例等)

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イに該当する第1号被保険者に係る保険料率に関する改正後の第10条第1号の規定の適用については、同号中「2万7,972円」とあるのは「1万7,520円」とする。

4 令附則第16条第1項又は第2項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者に係る保険料率に関する改正後の第10条第3号の規定の適用については、同号中「3万8,850円」とあるのは「3万7,296円」とする。

5 令附則第17条第1項又は第2項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者に係る保険料率に関する改正後の第10条第4号の規定の適用については、同号中「6万2,160円」とあるのは「5万7,498円」とする。

6 前2項の場合における改正後の第13条第3項の規定の適用については、同項中「第4号ロの規定」とあるのは「第4号ロ、令附則第16条第2項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）若しくは令附則第17条第2項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）の規定」と、「第4号までのいずれかに規定する者」とあるのは「第4号までのいずれかに規定する者若しくは令附則第16条第2項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）若しくは令附則第17条第2項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）のいずれかに規定する第1号被保険者」とする。